

この提案は、市有地活用事業であり、その際には議会に対して早期に示していくとしていたのに怠ったことと今回の再提出に係る不適切な進め方は、同様の市有地賃付料が年額約1080円/㎡～1700円/㎡とされる中、522円/㎡と極端に安く、先に保育所施設誘致の話があり、誘致場所を含めて選定を進めてきたのではと市民に勘繰られてもしかたがない。また、新設保育所誘致整備推進事業を第2期白岡市子ども・子育て支援事業計画の方針で行うなら西保育所の段階的廃止と併せて、市内全体の子育て環境を説明して行くべきである。

ついでに、市の財政規律という事業の取捨選択・順位付けの基準と方針を今後策定される公共施設統合再編実施計画で示し、もって計画的に利活用を進めていくべきである。また、新設保育所誘致整備推進事業を令和6年度に目指すなら、別に示して公として適切に進めるべきである。

②修正案に対する質疑

問 この事業は、市を活性化する事業として公募されたので、市有地活用事業ではない。市有地活用は2次的に実現するものではないか。先に保育所誘致の話があつてなど勘繰りようもないと思うが、どこからそんな話が出るのか。

答 先の3月議会でも私は反対し修正動議を提出して可決された。今回の議案第47号はその内容が前回と変わらない。保育所運営の事業者も当初と何ら変わっていない。つまり形を変えたただけの内容なので勘繰られて当然である。

問 総務常任委員会に付託された議案であり、この動議の提出者は、その委員会の委員である。他自治体の議会においては、委員会で修正案を提出し、審議されている。なぜ、委員会で行わなかったのか。

答 私は、総務常任委員会で本案に反対した。故に本会議では動議を提出し、自分の考えを表した。

③修正案に対する反対討論

① 病児保育もできる保育所の旧庁舎跡地への誘致は、待機児童の解消と駅近のにぎわいの創出を実現する一石二鳥の事案である。土地を無償提供してまで誘致する自治体がある中、修正

理由にある賃料が安い等々の本質とは掛け離れた些細な事にこだわるべきではない。

② 内容を理解できないことにこだわり、多くの時間を浪費。賃付単価は妥当である。この議案は委員会で原案可決されており、総務常任委員会正副委員長が異を唱えるなど適当でない。保育所の定数確保は市民の強い要望であり、事業者に対する信頼失墜行為にもなる。

④修正案に対する賛成討論

① 現在の契約は、未締結事項を含む様々な欠陥があり、将来に禍根を残す内容となっている。よって、募集目的を明示して、改めて公募を行い、明確な契約のもと、事業を開始すべきである。よって、本修正案に賛成する。

② 前回修正されたものを、単価や期間を変更し補正予算に組み込んでくることは議会軽視ととれる。また、旧庁舎跡地活用事業としての募集の仕方にも問題があったと考える。さらには、随意契約上の懸念を排除できない点について解決がなされていない。

⑤修正案は賛成少数で否決

議案第48号 ▶ 可決 一般会計補正予算(第5号)

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分が決定したことに伴い、コロナ禍において原油価格、物価高騰等に直面する生活者や事業者に対する支援及び感染症の感染拡大防止を図るため、歳入、歳出それぞれ1億6745万8千円を追加した。

問 訴訟関係事業の財源は。

答 市の一般財源である。予算計上時に、歳入予算の余裕がない場合には、財政調整基金の繰入れで対応することもある。

議案第49号 ▶ 可決 水道事業会計補正予算(第1号)

国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加配分が決定したことに伴い、水道料金の一部を減額し市民生活を支えるとともに事業者の活動支援を行うため、収益的収支については、収入を507万1千円減額し、11億6342万9千円とし、支出を114万2千円増額した。